

平成30年6月8日

第12回水俣市農業委員会

第12回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 平成30年6月8日
開会 9時40分
閉会 10時38分
- 3 出席委員
農業委員 10名
1番 元村 善二 君 2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君 4番 戸次 治夫 君
6番 森口 信二 君 8番 山澤 親徳 君
9番 苗床 勝美 君 10番 坂本 隆司 君
11番 池田 郁雄 君 14番 中村 清治 君
推進委員 14名
15番 向田 博 君 16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君 18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君 20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君 22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君 24番 前田 仁 君
25番 渕上 民雄 君 26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君 28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 4名
5番 田上 哲人 君 7番 廣島 康雄 君
12番 田畑 和雄 君 13番 友田 勝久 君
推進委員 なし
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
報告事項(2) 第10回会議議第33号農用地利用集積計画の申出
新規設定1、7番の訂正について
議第40号 非農地証明書交付について
議第41号 農地法第3条の許可申請について
議第42号 農地法第5条の許可申請について
議第43号 農用地利用集積計画の申出について
議第44号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画に
ついて
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 鶴田 千恵美
参事 本村 広揮

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第12回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は10名です。欠席農業委員は、5番田上委員、7番廣島委員、12番田畑委員、13番友田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、11番の池田委員・14番の中村委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員は全員出席です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した農業委員に読み上げていただきます。本日は11番の池田委員にお願いします。

11番委員
(池田郁雄君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

1ページをお願いします。

報告事項(1)合意解約通知について、御説明いたします。番号1、貸人が、記載のとおり、借人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。地目は、台帳；田 現況：畑で、面積は、1,467㎡のうち73㎡です。

理由は、貸人が、一部を分筆して第三者に譲渡することとなったためです。

のちほど5条申請の際に、御審議いただくこととなりますが、場所は、2ページに記載いたしましたとおりです。

3ページをお願いします。

報告事項(2)第10回会議第33号農用地利用集積計画の申出(利用権新規)の訂正について、御説明いたします。

使用貸借権の対象の土地について、その内容に誤りがあったため、訂正するものです。

内容は、番号1について、土地の所在、記載のとおり、地目；畑、面積771㎡が、記載のとおりの一部、地目；田、面積771㎡のうち340㎡に訂正です。そのため、合計面積1,530㎡が、1,099㎡となります。

次に、番号7について、土地の所在、記載のとおり、地目；畑、

面積771㎡が、記載のとおりの一部、地目；田、面積771㎡のうち340㎡に訂正です。

また、土地の所在、記載のとおりが、記載のとおりの一部、に訂正です。

なお、地目；田、面積2,619㎡のうち1,383㎡は、変更ありません。このため、合計面積5,514㎡が、5,083㎡となります。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第40号 非農地証明書交付について、議第40号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議 長

はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10番委員

おはようございます。非農地証明書交付の番号1について説明いたします。

申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況山林でございます。面積が743㎡。

申請地は7ページを御覧ください。6月5日に現地調査を行いまして、事務局2名、野間推進委員、行政書士と立会人、6名で話してまいりました。50年位経っている杉の木が生えているような状況でございます。森林としては結構手入れをしているんですけど、農地としては中々元に戻せないような状況になっております。

従いまして、農地法第2条の第1項の農地には該当しておりませんので御審議の程よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。次の2番は私の担当地区ですので、私から説明いたします。

番号2、申請人、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳畑、現況山林です。面積は、1,843㎡。

現況といたしましては、昭和46年頃から山林。雑木が生えております。周囲も山林化している状況です。

現地は9ページを御覧ください。6月5日に現地調査を、私と山内委員、田畑委員、申請人の奥さん、行政書士と事務局2名で行いました。現地の状況は、図面で見てもらいますとわか

りますように、工場の真上になりまして、法面が半分あります。法面もずっと雑木が生えておりまして、農地に復旧するのは難しい状況でございましたので、御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議長

はい、3番 松田時義委員にお願ひします。

3番委員

おはようございます。非農地証明書交付について、3番について御説明いたします。

申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況山林、面積、1,039㎡。

当該農地は昭和27年以前から山林となっている。戦後は一時期唐芋を作つてあつたということでした。昭和27年から66年経つております。

11ページを開けてください。6月5日現地調査を行いました。申請人、行政書士、事務局2名、竹下委員、私の6人で行いました。12ページを御覧ください。66年経つておりますから、それ以前からもう山林化していたということで、ものすごく大きな木が生えておりました。ここを農地に復元するためには、莫大なる資力、労力が必要です。そして、急傾斜地ですので、農地に復元しても作物を作ることが非常に困難な状況です。

それでやむを得ないというところで判断してまいりました。御審議の程よろしくお願ひします。

補足説明がありましたら、竹下委員の方でお願ひします。

議長

ありがとうございました。一緒に確認に行った委員の意見を1番から順番にお願ひします。まず野間委員お願ひします。

18番委員
(野間 勝君)

現状通りです。山林でした。

議長

本日は田畑委員が欠席ですので、山内委員にお願ひします。

19番委員
(山内秋光君)

先日確認しましたがけれども、山林化して、これを復元するというのは無理と思ひます。よろしくお願ひします。

議長

竹下委員お願ひします。

17番委員

松田委員のおっしゃつたような状況で写真の通りでした。申

(竹下正治君)

請人もこの隣にはどうにか唐芋を作りたいということで一生懸命やっておられましたので、ここまではもうできないということでしたので、よろしくをお願いします。

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第40号 非農地証明書交付については、交付してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第40号 非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に移ります。

議第41号 農地法第3条の許可申請について、議第41号を議題といたします。

なお、4番については、現地調査の結果、譲受人の住所に疑義が生じ、現地で譲受人を交え協議した結果、一旦申請書を返却することになりましたので審議しません。

では、関係委員の説明をお願いします。

6番委員
(森口信二君)

はい、議長

議 長

はい、6番 森口信二委員をお願いします。

6番委員

おはようございます。農地法第3条許可申請の番号1番について説明いたします。

譲渡人は、記載のとおりです。譲受人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、3筆合計1,537㎡です。

譲受人の状況は記載のとおりです。

申請地は16ページをお願いします。6月5日、事務局と森下委員、申請人の代理者が立ち会いました。それと私で現地調査を行いました。申請人は丁度出張中だったものですから申請人の兄が代理でまいられておりました。申請地の1筆は、申請者が永年草刈りをされて管理されていたとのことでした。また、もう1筆は、やはり同様に永年借りてもう実際稲作をされております。残りの1筆については、耕作放棄されておまして、セイタカアワダチソウの雑草がはびこっておりましたが、手入

れして耕作したいとのことでした。申請地は現在耕作されている農地の直近でありまして、作業効率も非常によく、また、申請人の自宅より600mから700m程度の距離であります。

よって、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思います。御審議の程よろしく願いいたします。

14番委員
(中村清治君)

はい、議長

議長

はい、14番 中村清治委員にお願いします。

14番委員

おはようございます。農地法第3条申請の番号2と3について説明いたします。

まず番号2、譲渡人は、記載のとおりです。譲受人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、1,089㎡となっております。

申請理由は、売買による所有権移転です。

申請地は17ページを御覧ください。

譲受人の経営状況は記載のとおりです。

現地調査を6月5日に譲受人、行政書士、事務局2名、古里委員、私の6名で行いました。周辺の農地利用状況等を確認してまいりましたが、周辺は水田となっております。譲受人はこの畑にじゃがいも、玉葱などの野菜を作るとのことでした。譲渡人は市内に住んでおりまして、管理に帰れないとのこと、ずっと欲しいとの話がありましたので譲りますとのことでした。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。

続きまして番号3について説明いたします。譲渡人は2番と同じです。譲受人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、431㎡となっております。

申請理由は、売買による所有権移転です。

申請地は17ページを御覧ください。周りは全部田んぼになっております。その中の一部に畑があります。

譲受人の経営状況は、記載のとおりです。

現地調査を6月5日に譲受人、行政書士、事務局2名、古里委員、私の6名で行い、周辺の利用状況等を確認してまいりましたが、周辺は水田となっております。譲受人は家庭用の野菜を作るとのことでした。譲受人の農作業の従事日数につきましては、年間100日以上は従事されております。譲渡人の状況

につきましては、先程申しました通り、売ってくれとのことなので譲渡しますということです。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

これで説明を終わります。

4番委員
(戸次治夫君)

はい、議長

議長

はい、4番 戸次治夫委員にお願いします。

4番委員

おはようございます。農地法第3条許可申請の5番について御説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田が3筆、畑が1筆、面積、4筆合計2,074㎡。

譲受人の耕作状況は、記載のとおりです。

場所は19ページを御覧ください。この場所は譲受人の自宅から約200m位行ったところになりまして、作業の方は効率がいい場所になっております。6月5日に現地調査を、譲受人、行政書士、事務局2名、私、5名で行いました。譲渡人は以前やっておられた方が亡くなられて、相続で受けられたんですが、県外にいて、管理もできないということで、親戚の方にいろいろ相談しておったところ、親戚の方が譲受人に声を掛けて、譲受人が買い上げるというようなことになったそうです。譲受人はその農地に水稻、ブルーベリーを植えたいというような計画を持っておられまして、早かったら今年も水稻ができるかなと思っていたんだけどということで、まだ間に合いますよというようなことは話してきましたんですけども、そのような形で農地を所得しての所有権移転の売買となっております。譲受人はほとんど農作業をされ、下限面積もクリアされて、一生懸命やっておられて、1番私が感じているのが、生姜を作って、その保存方法に防空壕みたいな形を、冷蔵庫というか、倉庫を作っておられまして、農作業にも非常に熱心に参画しておられるような状況で、一生懸命やっておられる方です。

以上で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

これで説明を終わります。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第41号 農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第41号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第42号 農地法第5条の許可申請について、議第42号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

9番委員
(苗床勝美君)

はい、議長

議 長

はい、9番 苗床勝美委員をお願いします。

9番委員

議第42号農地法第5条申請についての1番について説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑でございます。作付けにつきましては、玉葱を耕作してあります。先程出てきました合意解約のところでございます。面積、73㎡です。

転用理由としましては、記載のとおりです。

施設の概要は、記載のとおりです。

資金計画につきましては、記載のとおりです。

6月5日に譲渡人、譲受人、事務局2名、行政書士と草野委員、私で現地調査を行ってきました。申請地の周辺につきましては、宅地化されており、隣接には畑がありますが、工事を行っても畑に被害はないというふうに判断してきました。なお、排水につきましても、雨水は側溝に流すということで問題ないということで判断してきました。

よって、現地調査の結果、農地転用に係る許可基準により、申請地の工事を行っても問題はないと判断してまいりました。

ので、御審議の程よろしく申し上げます。
現地につきましては、22ページです。
以上です。

3番委員

はい、議長

議長

はい、3番 松田時義委員に申し上げます。

3番委員

農地法第5条申請の2番について御説明いたします。
譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、柿畑
になっております。面積、514㎡。
転用理由、記載のとおりです。第2種農地、所有権移転です。
施設概要、記載のとおりです。
資金計画、記載のとおりです。
場所は24ページを御覧ください。6月5日、行政書士、事
務局2名、竹下委員、私、5人で現地調査を行いました。25
ページを開けてください。雨水は道路の側溝の水路に流されま
す。浄化槽を設置して排水も道路側の水路に流しますので、雨
水、排水とも問題はございません。周囲の農地についても問題
はありませんでした。
以上、現地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題はない
ものと思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。
以上です。

10番委員

はい、議長

議長

はい、10番 坂本隆司委員に申し上げます。

10番委員

農地法第5条申請の3番について説明いたします。
譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、
1,481㎡。
転用理由としましては、記載のとおりです。
施設の概要、記載のとおりです。
資金計画、記載のとおりです。
申請地は26ページを御覧ください。現地調査が6月5日に
されたと思えますけれども、担当の廣島委員が今日急遽来られ
ないということで、昨日7日に私と本村参事で現地調査をした
ところがございます。計画につきましては、27ページを御覧
ください。計画には適したところがございますが、問題点とし
て、側溝が道の横にあるんですけれども、傾斜がかかっておりま
すので、図面の6番のところに側溝の計画がございません。大
変な雨水が流れてくるわけですので、ここに側溝を入れてもら

うように一応廣島委員の方で話をされているそうですので、その辺は是非入れてもらえば大丈夫だと思います。

現地調査の結果、農地法第5条の転用及び許可基準委より問題はないと判断してまいりましたので、御審議の程お願いします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第42号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第42号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第43号 農用地利用集積計画の申出について、議第43号を議題といたします。

これは、私の方から説明させていただきます。

議 長

議第43号農用地利用集積計画の申出について、利用権新規設定番号1と2について説明いたします。借人が同じですので併せて説明します。

番号1、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、454㎡です。始期終期、平成30年7月1日から平成35年6月30日、期間が5年間。利用目的は野菜苗です。借賃は全体で玄米30kg、利用権の種類は賃借権です。

番号2、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積1,404㎡。始期終期、平成30年7月1日から平成35年6月30日、期間が5年、利用目的が野菜苗、借賃は全体で玄米90kg、利用権の種類は賃借権です。

借人は、記載のとおりです。借人状況ですが、経営面積、記

載のとおりです。ここは以前別の事業者が花を作るためビニールハウスを作っておりました。そこをもう花を止めるということで、この前入札がありまして借人が落札したわけでございますので、貸人も前と同じでいいということでございました。このハウスにビニールを張って借人が機械で移植する玉葱の苗を作るそうでございます。農繁期には臨時で雇用をするということですので。

皆さんも場所はわかると思います。30ページです。今までは賃借料を払ってなかったそうでございまして、今回から玄米をそれぞれ30kgと90kg渡すということでございました。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

担当地区の委員から補足説明があればお願いします。

2番委員
(松本公昭君)

はい、議長

議 長

はい、2番 松本委員

2番委員

この場所は昨年からこれまで耕作していた事業者が撤退するという話を聞いておりましたので、いろいろ借り手を探して、その内今回の借人が借りたいということでしたので安心しております。耕作放棄になったらどうしようかと思っていたんですが。あとここは、用水路の水は年中流れておりますので、使い勝手がいいと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第43号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第43号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次に移ります。

議第44号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議第44号を議題といたします。

事務局長

それでは、事務局より説明をお願いします。

議案書 32 ページをお願いします。

平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御説明いたします。

主なものについて、順に説明させていただきます。

まず、「農業委員会の状況」につきましては、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。現状の数値ということで、御理解ください。

次に、33 ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、これまで、管内の農地 960 ha のうち 219.2 ha が集積化されており、昨年度、約 7 ha が新規に集積されております。平成 30 年度も前年度同様の集積を目指し、226.2 ha を目標とすることといたしました。活動計画として、前年度の意向調査を基に、農地中間管理事業を中心とした賃借の推進と農業委員、農地利用最適化推進委員による斡旋を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御願いいたします。

次に、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、実績として、平成 27 年度 1 経営体、平成 28 年度 2 経営体、平成 29 年度 2 経営体となっております。農業を取り巻く状況は、厳しい中ですが、目標を 1 経営体として、農林水産課、JA と連携しながら、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局とで参入促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、34 ページの「遊休農地に関する措置」につきましては、現状 123.5 ha の遊休農地について、熊本県の目標値を参考に、6% 減少、面積で 7.4 ha の減少を目標に取り組みたいと考えております。活動計画としましては、8 月以後、農地利用意向調査を行い、農地中間管理事業の活用へつなげていきたいと考えております。

最後に、「違反転用への適正な対応」につきましては、昨年度御報告いたしました、江添字内山ノ上 1135 番 28 について、指導等行ったところですが、対応途中でございますので、今後も折を見て指導等が必要と考えております。

35 ページから 42 ページまでは、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございますが、実績でございます、概ね、法定に沿って、支障無く実施されておりますので、会議後に御確認ください。

以上、目標等につきまして御説明のとおりです。つきましては、御審議の程、よろしく御願いします。

なお、この目標等につきましては、農業委員会による御審議いただき、承認をいただきますと、今後、ホームページでの公表、農家からの意見聴取を行い、県、国に提出することとなっ

ております。これを基に、国は、各農業委員会の活動の審査の材料とし、機構集積の補助金、交付金等の計算を行いますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にあつては、活動に頑張ってくださいようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上です。

議長 事務局より説明がありました。御質疑、御意見はございませんか。

3番委員 はい、議長

議長 はい、3番 松田委員

3番委員 参考のために教えてください。1番の農家・農地等の概要のところで、農業者数が601名となっています。女性277人、40代以下27人、確か3年前は平均年齢が69.何歳だったと思いますけども、3年経って今は70歳を超えていると思いますけども、農業就業者数の平均年齢がわかれば教えてくださいと思います。

事務局長 すみません、現在では手元に資料がございませんので、後日計算して皆様に御報告したいと思います。単純に考えれば、3年経過しているということと、母数が減っているはずなので、思った以上に上がっているのかなとは思いますが、ちょっと計算をさせてください。お願いします。

3番委員 70歳は超えていますね。では、いいです。

議長 他にありませんか。

(なしと言うものあり)

議長 御質疑、御異議もないようですので、議第44号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第12回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員